

# 3月20日（金）～26日（木） 春季火災予防運動

「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」

## 住宅防火 命を守る10のポイント

### 4つの習慣

1. **寝たばこ**は、絶対にしない。
2. **ストーブ**の周りに燃えやすいものを置かない。
3. **こんろ**を使うときは火のそばを離れない。
4. **コンセント**はほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。



### 6つの対策

1. 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は**安全装置**の付いた機器を使用する。
2. 火災の早期発見のために、**住宅用火災警報器**を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
3. 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、**防災品**を使用する。
4. 火災を小さいうちに消すために、**消火器等**を設置し、使い方を確認しておく。
5. お年寄りや身体の不自由な人は、**避難経路**と、**避難方法**を常に確保し、備えておく。
6. 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、**地域ぐるみの防火対策**を行う。

### 地震火災や通電火災を防ぐために

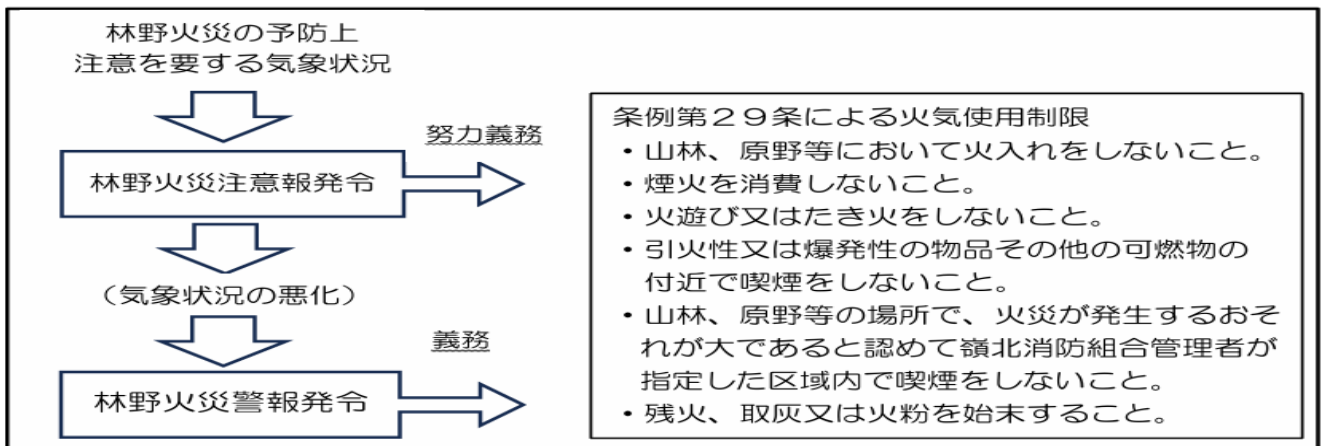
- ・家具転倒防止対策をしましょう。
- ・感震ブレーカーの設置をしましょう。
- ・耐震自動消火装置の付いた火気設備を使いましょう。
- ・住宅用火災警報器や消火器の設置、防災品の使用をしましょう。
- ・停電中は電化製品のスイッチを切り、電源プラグをコンセントから抜きましょう。
- ・停電中に自宅を離れる際はブレーカーを落としましょう。



※通電火災とは、停電後、停電が復旧した際の再通電時に発生が懸念される火災です。

### 林野火災注意報・警報の新設

- ・林野火災が起りやすい時期に、林野火災の予防上「注意」が必要と判断される気象状況になった際や、林野火災の予防上「危険」な状況になった際に発令し、火の使用を制限するものです。



# ゴミの焼却や野焼きの拡大による火災に注意！！



屋外でのごみの焼却行為は禁止されています。



剪定木や雑草、家庭ごみ等は焼却せず、指定のゴミステーションに出すなど、適正に処理してください。なお、どんど焼き等の地域の行事や害虫駆除のための畦畔焼きなどは、例外的に焼却が認められていますが、その場合でも、むやみに行うのではなく、近隣の迷惑にならないように配慮を行うとともに、次のことを厳守してください。

## その場を離れない

焼却行為をする場合には、必ず監視を継続し、やむを得ずその場を離れる場合は、一旦消火する。

## 消火用の水バケツを用意する

燃え広がってしまったとき、または緊急で消火する必要がある場合に備えて、水バケツ等を用意して消火ができる準備をする。



## 天候により中止する

強風、乾燥注意報や警報が発令されているときは、中止する。火の粉や灰は、風速2m程度の風でも遠くに飛ぶことがあり、風のない日でも天候が急変する場合がありますので、注意が必要です。



設置していますか！！

住宅用火災警報器が命を守っています。

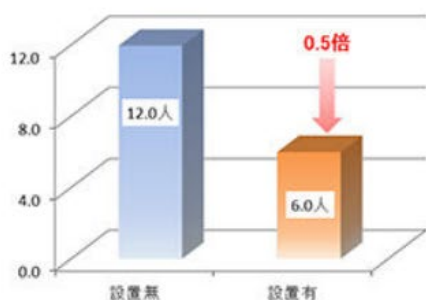
全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されてから10年以上が経過しています。すべての寝室と階段【寝室が2階以上にある場合】に必ず設置してください。

電池切れで**いざ！**という時に**鳴らない**ことがないように…

定期的な作動確認を実施し、古くなったら交換しましょう！

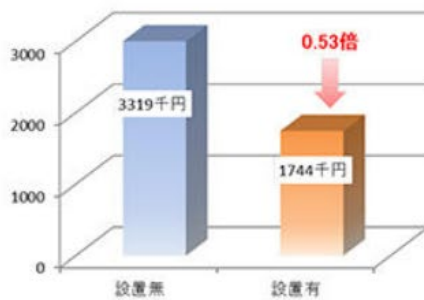
**Point!** 住警器の設置によってもたらされた**驚くべき効果**がコレだ !!

(人/火災100件)



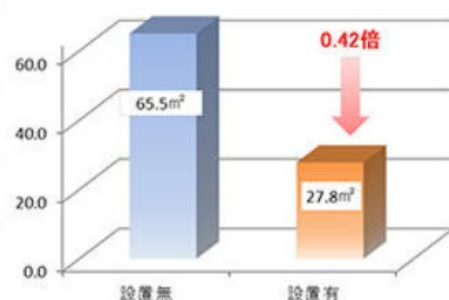
<住宅火災100件当たりの死者数>

(千円/火災1件)



<損害額>

(㎡/火災1件)



<焼損床面積>

嶺北消防組合のHPでは、youtubeなどのコンテンツを活用し、防火・防災に関する情報を発信しています !!



※お問合せは、

嶺北消防署まで Tel:51-0911